

平成十八年法律第四号

石綿による健康被害の救済に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 救済給付

第一節 支給等(第三条―第三十条)

第二節 費用

第一款 基金等(第三十一条―第三十四条)

第二款 一般拠出金(第三十五条―第四十条)

第三款 特別拠出金(第四十一条―第五十条)

第三節 雑則(第五十一条―第五十八条)

第三章 特別遺族給付金

第一節 支給等(第五十九条―第六十八条)

第二節 費用(第六十九条)

第三節 雑則(第七十条―第七十四条)

第四章 不服申立て(第七十五条―第七十九条)

第五章 雑則(第七十九条の二―第八十六条)

第六章 罰則(第八十七条―第九十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。(定義等)

第二条 この法律において「指定疾病」とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)第三条に規定する労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る労働保険の保険関係が成立している事業(以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。)に使用される労働者又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立

している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの(昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から二十年を経過する日(以下「二十年経過日」という。)の前日までに死亡した者に限る。)をいう。

3 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 救済給付

第一節 支給等

(救済給付の種類等)

第三条 石綿による健康被害の救済のため支給される給付(以下「救済給付」という。)は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)がこの章の規定により支給するものとする。

一 医療費

二 療養手当

三 葬祭料

四 特別葬祭料

五 特別遺族弔慰金

六 救済給付調整金

(医療費の支給及び認定等)

第四条 機構は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。

2 前項の認定(以下この条から第十七条まで及び第二十条第一項第二号において「認定」という。)は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。

3 機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者(以下「被認定者」という。)に対し、石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。

4 認定は、当該認定に係る指定疾病の療養を開始した日(その日が当該認定の申請のあった日の三年前の前日である場合には、当該申請のあった日の三年前の日。以下「基準日」という。)にさかのぼつてその効力を生ずる。

第五条 機構は、認定の申請をした者が認定を受けないうちに死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるとき

は、その死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であつた旨の決定を行うものとする。

2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の死亡の日から六月以内に限り、することができる。

3 機構が第一項の決定を行ったときは、当該決定に係る死亡した者につき、基準日から死亡した日までの間において被認定者であつたものとして救済給付を支給する。

(認定の有効期間)

第六条 認定は、基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内に限り、その効力を有する。

2 機構は、認定に当たり、被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みが少なくないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。

(認定の更新)

第七条 被認定者の当該認定に係る指定疾病が前条第一項又は第二項の規定により定められた有効期間の満了前に治る見込みがないときは、当該被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。

は、その死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であつた旨の決定を行うものとする。

2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の死亡の日から六月以内に限り、することができる。

3 機構が第一項の決定を行ったときは、当該決定に係る死亡した者につき、基準日から死亡した日までの間において被認定者であつたものとして救済給付を支給する。

(認定の有効期間)

第六条 認定は、基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内に限り、その効力を有する。

2 機構は、認定に当たり、被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みが少なくないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。

(認定の更新)

第七条 被認定者の当該認定に係る指定疾病が前条第一項又は第二項の規定により定められた有効期間の満了前に治る見込みがないときは、当該被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病の種類に応じて政令で定める期間内」と読み替へるものとする。

3 第六条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病の種類に応じて第八条第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替へるものとする。

(認定の取消し)

第九条 機構は、被認定者の指定疾病が治つたと認めるときは、認定を取り消すものとする。

(判定の申出)

第十条 機構は、認定、第五条第一項の規定による決定、第六条第二項(第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による有効期間の設定、第七条第二項及び第八条第二項の規定による認定の更新並びに前条の規定による認定の取消しを行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による判定の申出があつたときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものとする。

(医療費の支給の要件及び範囲)

第十一条 機構は、被認定者が、その認定に係る指定疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号。第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他病院、診療所(これらに準ずるものを含む。))又は薬局であつて環境省令で定めるもの(これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に関し第十三条第一項に規定する方式によらない旨を機構に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。)から次に掲げる医療を受けたときは、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。この場合において、被認定者が第五条第

二、その死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であつた旨の決定を行うものとする。

2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の死亡の日から六月以内に限り、することができる。

3 機構が第一項の決定を行ったときは、当該決定に係る死亡した者につき、基準日から死亡した日までの間において被認定者であつたものとして救済給付を支給する。

(認定の有効期間)

第六条 認定は、基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内に限り、その効力を有する。

2 機構は、認定に当たり、被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みが少なくないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。

(認定の更新)

第七条 被認定者の当該認定に係る指定疾病が前条第一項又は第二項の規定により定められた有効期間の満了前に治る見込みがないときは、当該被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病の種類に応じて政令で定める期間内」と読み替へるものとする。

第八条 前条第一項の規定による申請をすることができる者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る認定の有効期間の満了前に

一項の規定に係る死亡した者以外の者であるときは、当該被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする。

一 診察

- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(医療費の額)

第十二条 前条の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る指定疾病につき、健康保険法その他の法令で定める法律（以下「健康保険法等」という。）の規定により被認定者が受け、又は受けることができた医療に関する給付の額を控除して得た額とする。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(保険医療機関等に対する医療費の支払等)

第十三条 被認定者が、石綿健康被害医療手帳を提示して、当該認定に係る指定疾病について、保険医療機関等から医療を受けた場合においては、機構は、医療費として当該被認定者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該被認定者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該被認定者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

3 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である被認定者が、当該認定に係る指定疾病について保険医療機関等から医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、健康保険法等の規定にかかわらず、当該医療に關し機構が第一項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

第十四条 機構は、前条第一項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百

二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 機構は、前条第一項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができる。

(緊急時等における医療費の支給の特例)

第十五条 機構は、被認定者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、その必要があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

2 機構は、第五条第一項の規定に係る死亡した者以外の被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示しないで保険医療機関等から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、石綿健康被害医療手帳を提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

3 第十二条の規定は、前二項の医療費の額の算定について準用する。

4 第一項及び第二項の医療費の支給の請求は、その請求をすることができる時から二年を経過したときは、することができない。

(療養手当の支給)

第十六条 機構は、被認定者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の療養手当を支給する。

2 療養手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、基準日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 療養手当は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月及び前々月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった療養手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の療養手当は、その支払期月でない場合であっても、支払うものとする。

(医療費等の支給の請求等)

第十七条 医療費及び療養手当（以下「医療費等」という。）の支給の請求は、認定の申請が

された後は、当該認定前であっても、することができない。

2 医療費等を支給する旨の処分は、その請求があった日にさかのぼってその効力を生ずる。（未支給の医療費等）

第十八条 医療費等を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき医療費等がまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求し、当該医療費等の支給を受けることができる。

2 前項の規定により医療費等の支給を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により医療費等の支給を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

4 第一項の医療費等の支給の請求は、第五条第一項の規定の申請がされた後は、当該決定前であっても、することができない。

(葬祭料の支給)

第十九条 機構は、被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給する。

2 前項の葬祭料の支給の請求は、被認定者が死亡した時から二年を経過したときは、することができない。

3 前条第四項の規定は、第一項の葬祭料の支給の請求について準用する。

(特別遺族弔慰金等の支給)

第二十条 次に掲げる者の遺族（第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。）に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

- 一 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）
- 二 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に關し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して

施行日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）

2 前項の特別遺族弔慰金の額は、指定疾病について受ける医療に要する費用及び第十六条第一項の療養手当の額を勘案して単一の金額として政令で定める額とする。

3 第一項の特別葬祭料の額は、前条第一項の葬祭料の額と同一とする。（特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位）

(特別遺族弔慰金等の支給の特例)

第二十一条 前条第一項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者又は未申請死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者又は未申請死亡者の死亡の当時施行前死亡者又は未申請死亡者と生計を同じくしていたものとする。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族について準用する。

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)

第二十二条 機構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給する。

2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行前死亡者の遺族にあつては施行日から二十六年、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から二十五年を経過したときは、することができない。

(救済給付調整金の支給)

第二十三条 被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した場合において、当該指定疾病に關し支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、当該死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を救済給付調整金として支給する。

機構は、前項に規定する遺族の請求に基づき、同項の救済給付調整金（以下「救済給付調整金」という。）を支給する。

3 第十八条第四項及び第十九条第二項の規定は救済給付調整金の支給の請求について、第二十一条の規定は救済給付調整金の支給を受けることができる遺族について準用する。

（判定の申出）

第二十四条 機構は、第十九条第一項の規定による葬祭料の支給及び第二十二條第一項の規定による認定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出ることが出来る。

2 第十條第二項の規定は、前項の規定による判定の申出があつた場合について準用する。

（救済給付の免責）

第二十五条 救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由については、損害のてん補がされた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れる。

（他の法令による給付との調整）

第二十六条 医療費は、被認定者に対し、当該認定に係る指定疾病について、健康保険法等以外の法令（条例を含む。）の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。

2 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法等の他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

（不正利得の徴収）

第二十七条 偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者があつたときは、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（受給権の保護）

第二十八条 救済給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができな。

（公課の禁止）

第二十九条 租税その他の公課は、救済給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

（環境省令への委任）

第三十条 この節に定めるもののほか、第四条第一項及び第二十二條第一項の認定の申請その他の救済給付に関する手続に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第二節 費用

第一款 基金等

第三十一条 機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

2 前項の石綿健康被害救済基金は、次條第一項の規定により政府から交付された資金、同條第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七條第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七條第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によつて生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもつて充てるものとする。

第三十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。）に充てるための資金を交付することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができる。

第三十三条 前條第二項の規定に基づく地方公共団体の機構に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

（国庫の負担）

第三十四条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次條第一項の一般拠出金の徴収に要する費用の一部を負担する。

第二款 一般拠出金

第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八條第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

（機構に対する交付）

第三十六条 厚生労働大臣は、前條第一項の規定により一般拠出金を徴収したときは、機構に対し、徴収した額から当該一般拠出金の徴収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

（一般拠出金の額）

第三十七条 第三十五條第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）の額は、徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

2 前項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二條第一項の規定による交付金及び同條第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

3 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廢に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

（一般拠出金の徴収方法）

第三十八條 徴収法第十九條（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一條、第二十一條の二、第二十七條から第三十條まで、第三十七條、第四十一條から第四十三條まで、第四十五條の二及び附則第十二條の規定は、一般拠出金について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

Table with 2 columns: 第九條、第十條. Row 1: 第九條, 第一項, 当該保険関係が消滅した日(保険年度の中途)減じた日. Row 2: 第十條, 第一項, 当該保険関係が消滅した日.

Table with 3 columns: 第九條、第十條、第九條. Row 1: 第九條, 第九條額が前二項の労働保険料の額に足りないとき、その不足額を、納付した労働保険料がない. Row 2: 第十條, 労働保険料率を乗じて算定した一般拠出金. Row 3: 第九條, 労働保険料率を乗じて算定した一般拠出金率を乗じて算定した一般拠出金.

び保険年度中途に労災保険法第三十六條第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しは、それぞれ当該承認が取り消された日。

第三項において同じ。）

その保険年度に使用し

た

その保険年度の直

前の保険年度に使

用した

賃金総額

（その額

に千円未満の端数

があるときは、そ

の端数は、切り捨

てる。以下同じ。）

石綿による健康被

害の救済に関する

法律（以下「石綿

健康被害救済法」

と）」。第三十七

條第一項の一般拠

出金率（以下「一

般拠出金率」とい

う。）を乗じて算定

した同項の一般拠

出金（以下「一般

拠出金」という。）

と

労働関係が消滅し

た日

（当該保険関係が

消滅した日

）

第九條（当該保険

関係が消滅した日

）

第二十九條第一項

の承認

が取り消された事

業に

係する第一種特別

加入保

険料に関しは、当

該

承認が取り消され

た日。

次項において同じ。）

一般保険料率を乗

じて算定した一般

拠出金

第九條額が前二項

第十四条	この法律の施行	その	ときは前二項の労働保険料
第十三条		一般拠出金の徴収	
第十二条			
第四項			
第十五条	この法律に		
第二			
附則	この法律の実施		
第二十条	この法律の施行		
第二十一条			
第二十三条			
第二十四条			
第二十五条			
第二十六条			
第二十七条			
第二十八条			
第二十九条			
第三十条			
第三十一条			
第三十二条			
第三十三条			
第三十四条			
第三十五条			
第三十六条			
第三十七条			
第三十八条			
第三十九条			
第四十条			
第四十一条			
第四十二条			
第四十三条			
第四十四条			
第四十五条			
第四十六条			
第四十七条			
第四十八条			
第四十九条			
第五十条			
第五十一条			
第五十二条			
第五十三条			
第五十四条			
第五十五条			
第五十六条			
第五十七条			
第五十八条			
第五十九条			
第六十条			
第六十一条			
第六十二条			
第六十三条			
第六十四条			
第六十五条			
第六十六条			
第六十七条			
第六十八条			
第六十九条			
第七十条			
第七十一条			
第七十二条			
第七十三条			
第七十四条			
第七十五条			
第七十六条			
第七十七条			
第七十八条			
第七十九条			
第八十条			
第八十一条			
第八十二条			
第八十三条			
第八十四条			
第八十五条			
第八十六条			
第八十七条			
第八十八条			
第八十九条			
第九十条			
第九十一条			
第九十二条			
第九十三条			
第九十四条			
第九十五条			
第九十六条			
第九十七条			
第九十八条			
第九十九条			
第一百条			

においては準用する場合を含む。」とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十七条第三項」と読み替えるものとする。

第三十九條から第四十六條まで 削除

第三款 特別拠出金

第四十七条 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主（以下「特別事業主」という。）から、毎年度、特別拠出金を徴収する。

2 特別事業主は、特別拠出金を納付する義務を負う。

（特別拠出金の額の算定方法）

第四十八条 特別事業主から徴収する特別拠出金の額の算定方法は、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して政令で定める。

2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

（特別拠出金の額の決定、通知等）

第四十九条 機構は、前条第一項の政令で定める特別拠出金の額の算定方法に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を決定し、当該特別事業主に対し、その者が納付すべき特別拠出金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により特別拠出金の額が定められた後、特別拠出金の額を変更する必要があるときは、機構は、当該特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を変更し、当該特別事業主に対し、変更後の特別拠出金の額を通知しなければならない。

3 機構は、特別事業主が納付した特別拠出金の額が、前項の規定による変更後の特別拠出金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特別拠出金の額を超える場合には、その超える額について、未納の特別拠出金の徴収金がないときはこれを還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

（特別拠出金の延納）

第五十条 機構は、特別事業主の申請に基づき、その者の納付すべき特別拠出金を延納させることができる。

（督促及び滞納処分）

第五十条の二 特別拠出金その他この款の規定による徴収金を納付しない特別事業主があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 第一項の規定による督促を受けた特別事業主がその指定の期限までに特別拠出金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

（延滞金）

第五十条の三 前条第一項の規定により特別拠出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る特別拠出金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る特別拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、特別拠出金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる特別拠出金の額は、その納付のあつた特別拠出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の特別拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに特別拠出金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 特別拠出金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 特別拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（先取特権の順位）

第五十条の四 特別拠出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（徴収金の徴収手続）

第五十条の五 特別拠出金その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

（特別事業主に対する報告の徴収等）

第五十条の六 機構は、特別拠出金の徴収に關し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所へ立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（環境省令への委任）

第五十一条 この款に定めるもののほか、特別拠出金その他この款の規定による徴収金に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第三節 雑則

（被認定者等に対する報告の徴収等）

第五十二条 機構は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、第四条第一項及び第二十二條第一項の規定による認定（次条を除き、以下単に「認定」という。）又は救済給付の支給を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

（受診命令）

第五十三条 機構は、第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）に關し必要があると認めるときは、当該認定を受け、又は受けようとする者に対し、機構の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(救済給付の支給の一時差止め)
第五十四条 機構は、救済給付の支給を受けることができる者が、第五十二条の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は正当な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、その者に対する救済給付の支給を一時差し止めることができる。

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)
第五十五条 機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
3 機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)
第五十六条 機構は、認定又は救済給付の支給に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断若しくは救済給付に関する診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
(資料の提出の要求等)
第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(秘密保持義務)
第五十八条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、認定又は救済給付の支給に

関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

第三章 特別遺族給付金
第一節 支給等

第五十九条 厚生労働大臣は、この節に定めるところにより、死亡労働者等の遺族であつて、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに對し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する。
2 前項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。)は、特別遺族年金又は特別遺族一時金とする。

3 特別遺族年金の額は、労災保険法の規定による遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて政令で定める額とする。
4 特別遺族一時金の額は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第六十二条各号の区分に応じて政令で定める額とする。

5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から二十六年を経過したとき(第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、二十六年を経過したとき)は、することができない。

(特別遺族年金の受給者の範囲等)
第六十条 特別遺族年金を受けすることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれれにも該当するものとする。
一 死亡労働者等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたこと。
二 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者にあつては、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからニまでのいずれかに該当すること。
イ 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

ロ 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。
ハ 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は五十五歳以上であること。
ニ イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

三 死亡労働者等が施行日の前日の五年前の日(以下「特定日」という。)以前に死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十七号。以下「平成二十年改正法」という。)の施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が施行日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四百四号。以下「平成二十三年改正法」という。)の施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が施行日から平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日から十年を経過する日(施行日から十年を経過する日)をいう。以下同じ。)の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第七十二号。以下「令和四年改正法」という。)の施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日から五年を経過する日(二十年経過日の前日までに死亡した者であつてはその死亡の時から五年を経過した日)までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を閉じたこと。
ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたこと。
ハ 離縁によつて、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。
ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続き前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)
ホ 前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。)

2 特別遺族年金を受けるときは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日から十年を経過する日(施行日から十年を経過する日)をいう。以下同じ。)の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第七十二号。以下「令和四年改正法」という。)の施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日から五年を経過する日(二十年経過日の前日までに死亡した者であつてはその死亡の時から五年を経過した日)までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を閉じたこと。
ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたこと。
ハ 離縁によつて、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。
ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続き前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)
ホ 前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。)

3 特別遺族年金を受けるときは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日から十年を経過する日(施行日から十年を経過する日)をいう。以下同じ。)の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第七十二号。以下「令和四年改正法」という。)の施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日から五年を経過する日(二十年経過日の前日までに死亡した者であつてはその死亡の時から五年を経過した日)までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を閉じたこと。
ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたこと。
ハ 離縁によつて、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。
ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続き前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)
ホ 前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。)

2 特別遺族年金を受けるときは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日から十年を経過する日(施行日から十年を経過する日)をいう。以下同じ。)の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第七十二号。以下「令和四年改正法」という。)の施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日から五年を経過する日(二十年経過日の前日までに死亡した者であつてはその死亡の時から五年を経過した日)までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を閉じたこと。
ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたこと。
ハ 離縁によつて、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。
ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続き前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)
ホ 前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。)

3 特別遺族年金を受けるときは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日から十年を経過する日(施行日から十年を経過する日)をいう。以下同じ。)の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第七十二号。以下「令和四年改正法」という。)の施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日から五年を経過する日(二十年経過日の前日までに死亡した者であつてはその死亡の時から五年を経過した日)までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を閉じたこと。
ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたこと。
ハ 離縁によつて、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。
ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続き前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)
ホ 前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。)

2 特別遺族年金を受けるときは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日から十年を経過する日(施行日から十年を経過する日)をいう。以下同じ。)の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第七十二号。以下「令和四年改正法」という。)の施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日から五年を経過する日(二十年経過日の前日までに死亡した者であつてはその死亡の時から五年を経過した日)までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

(特別遺族一時金)
第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

一 死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあっては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から平成二十年改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成二十年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成二十年改正法の施行の前日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において、死亡労働者等が施行日から平成二十三年改正法の施行の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成二十三年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の前日までの五年前の日から十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において、死亡労働者等が十年経過日から令和四年改正法の施行の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては令和四年改正法の施行の日において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の前日までの五年前の日から二十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該死亡労働者等の死亡に関し支給された特別遺族年金の額の合計額が当該権利が消滅した日において前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときに支給されることとなる特別遺族一時金の額に満たないとき。

(特別遺族一時金の受給者の範囲等)
第六十三条 特別遺族一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。

一 配偶者
二 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖母、父母
三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖母並びに兄弟姉妹

2 特別遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

3 第六十条第三項の規定は、特別遺族一時金について準用する。この場合において、同項中「前条第三項」とあるのは、「前条第四項」と読み替えるものとする。

(特別遺族給付金に関する労災保険法の準用)
第六十四条 労災保険法第十一条(第二項を除く)、第十二条の七及び第十六条の九第一項の規定は、特別遺族給付金について準用する。この場合において、労災保険法第十一条第一項中「遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けられることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けられることができる他の遺族」とあるのは、「特別遺族年金については当該特別遺族年金を受けられることができる他の遺族」と、同条第三項中「第一項に規定する順序(遺族補償年金については第十六条の二第三項に、遺族年金については第二十二條の四第三項において準用する第十六条の二第三項に規定する順序)」とあるのは、「第一項に規定する順序」と、労災保険法第十二条の七中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と、労災保険法第十六条の九第一項中「労働者」とあるのは、「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

2 労災保険法第九條、第十二條第一項、第十二條の二、第十六條の二、第十六條の五第一項及び第二項並びに第十六條の九第二項及び第四項の規定は、特別遺族年金について準用する。この場合において、労災保険法第九條第一項中「支給すべき事由が生じた月」とあるのは「支給の請求をした日の属する月」と、労災保険法第十二條の二中「支払うべき保険給付」とあるのは「支払うべき特別遺族給付金」と、「当該保険給付」とあるのは「当該特別遺族給付金」と、労災保険法第十六條の二第二項中「労働者」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律第六十条第一項」と、労災保険法第十六條の九第二項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、同条第四項中「消滅する」とあるのは「消滅し、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する」と読み替えるものとする。

3 労災保険法第十六條の九第三項の規定は、特別遺族一時金を受けることができる遺族について準用する。この場合において、同項中「遺族補償年金」とあるのは「特別遺族年金」と、「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

(損害賠償との調整に関する措置)
第六十五条 死亡労働者等の遺族が、当該死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主から民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償を受けることができる場合であつて、特別遺族給付金の支給を受けるときに、同一の事由について、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、厚生労働大臣は、その定める基準により、その額の限度で、特別遺族給付金の支給をしないことができる。

(不正受給者からの費用徴収)
第六十六条 偽りその他不正の手段により特別遺族給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、当該特別遺族給付金の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の場合において、労災保険適用事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその支給が行われたものであるときは、厚生労働大臣は、その労災保険適用事業主に対し、支給を受けた者と連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 徴収法第三十三條第三項の労働保険事務組合は、前項の規定の適用については、労災保険適用事業主とみなす。

4 徴収法第二十七條、第二十九條、第三十條及び第四十一條の規定は、第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。この場合において、徴収法第二十七條及び第四十一條第二項中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(受給権の保護等に係る準用)
第六十七条 第二十八條及び第二十九條の規定は、特別遺族給付金について準用する。

(厚生労働省令への委任)
第六十八条 この節に定めるもののほか、特別遺族給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 費用
第六十九条 特別遺族給付金の支給に要する費用については、徴収法第十條第一項に規定する労働保険の事業に要する費用とみなし、これに充

てるため同条第二項に規定する労働保険料(同項第四号に掲げる印紙保険料を除く。以下同じ。)を徴収する。

2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定(第四條及び第二十二條から第二十五條までの規定を除く。)を適用する。この場合において、徴収法第十二條第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは、「社会復帰促進等事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。第五十九條第一項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。)の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「とする。第二十二條第一項において同じ。」とあるのは「とする。第二十二條第一項において同じ。」と特別遺族給付金(石綿健康被害救済法第六十二條第二号の場合に支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者(厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。)に係る特別遺族給付金(以下この項において「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金」という。))及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。)の額(石綿健康被害救済法第五十九條第二項の特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。))と、「特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用」とあるのは、「特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九條第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 特別遺族給付金の支給に要する費用については、労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の規定を適用する。この場合において、同法第九十九條第一項第二号イ中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費(石綿による健康被害の救済に関する法律第六十九條第三項の規定により労災保険事業の保険給付費とみなされた同法第五十九條第一項の特別遺族

給付金に要する費用とみなし、これに充

て充てるものとする。

て充てるものとする。

て充てるものとする。

て充てるものとする。

給付金の支給に要する費用を含む。」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三節 雑則

(特別遺族給付金の受給者等に対する報告の徴収等)

第七十条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、報告、文書その他の物件の提出又は出頭を求めることができる。

(受診命令)

第七十一条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(特別遺族年金の支給の一時差止め)

第七十二条 厚生労働大臣は、特別遺族年金を受ける権利を有する者が、第七十条の規定により報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わず、又は第六十四条第一項において準用する労災保険法第十二条の七の規定による届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わないときは、その者に対する特別遺族年金の支給を一時差止めることができる。

(事業主等に対する報告の徴収等)

第七十三条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第一項に規定する団体(以下「労働保険事務組合等」という。)に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者(労災保険法第三十四条第一項第一号、第三十

五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者を含む。)に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

4 第五十条の六第二項の規定は第二項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は第二項の規定による権限について準用する。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第七十四条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族の診断若しくは診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第四章 不服申立て

(審査請求)

第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、第二号に掲げる審査請求に関する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

一 認定又は救済給付の支給に係る処分についての審査請求 公害健康被害補償不服審査会
二 特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求 環境大臣
三 前項第一号に掲げる審査請求についての行政不服審査法第九條第四項の規定の適用については、同項中「その職員」とあるのは、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)第二十一条第一項に規定する審査員又は同法第九十九條の二第一項に規定する専門委員」とする。

3 第一項第一号に掲げる審査請求については、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)以下「公害健康被害補償法」という。第六六条第三項、第三三一条、第三三三条及び第三三四条の規定を準用す

この場合において、公害健康被害補償法第三三一条中「補償給付」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三条に規定する救済給付」と、公害健康被害補償法第三三四条中「この款」とあるのは「石綿健康被害救済法第七十五条第三項において読み替えて準用する第三三一条」と読み替えるものとする。

第七十六章 削除

(審査請求と訴訟との関係)

第七十七条 この法律に基づいて機構が行った認定又は救済給付の支給に係る処分取消しの訴えは、当該機構が行った処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第五章 雑則

(事業所の調査等)

第七十九条の二 国等は、国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに石綿による健康被害の救済に関する制度の周知(次項において「事業所の調査等」という。)を徹底するものとする。

2 関係行政機関の長は、事業所の調査等に当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

(調査及び研究)

第八十条 国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならない。(公務所等への照会)
第八十一条 厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(期間の計算)

第八十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第八十三条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長又は総合区長とする。)は、厚生労働大臣、機構又は救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む)町村の条例で定めるところにより、救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置の命令委任)

第八十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第八十五条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

(命令への委任)

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第八十七条 第五十八条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十八条 労災保険適用事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合等がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一 第三十八条第一項において準用する徴収法第四十二条の規定による命令に違反して報告を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出し、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第三十八条第一項において準用する徴収法第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答

弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十三条第一項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

四 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第五十条の六第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第五十二条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
二 第五十六条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 労災保険適用事業主及び労働保険事務組合等以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第七十条又は第七十三条第三項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
三 第七十四条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合
第九十条 法人（法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十八条又は前条（第一項第一号及び第二項第一号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合等を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十一条 第五十条の二第四項の規定により環境大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一章、第二章第二節第一款、第八十四条及び第八十六条並びに附則第二条、第三条、第五条、第十条及び第十二条から第十四条までの規定 公布の日
二 第二章第二節（第一款を除く。）、第五十五条、第七十五条（第一項第二号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第九十条（第八十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）に係る部分に限る。）及び第九十一条並びに附則第四条の規定 平成十九年四月一日
（認定の申請に関する経過措置）
第二条 第四条第一項の規定を受けようとする者は、施行日の一週間前の日から施行日の前日ま

での間においても、その申請を行うことができず、その申請があつたものとみなす。
（国庫の負担の特例）
第三条 平成十八年度における第三十四条の規定の適用については、同条中「毎年度」とあるのは「平成十八年度においては」と、「一部」とあるのは「全部」とする。
（有期事業に関する特例）
第四条 徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定める有期事業であつて、附則第一条第二号に定める日前に徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものであるものは、第三十五条第一項の規定は、適用しない。

（施行前の準備）
第五条 第三十七条第三項及び第四十八条第一項の政令の制定の立案については、環境大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前において中央環境審議会の意見を聴くことができる。
（見直し）
第六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附則（平成一九年三月三十一日法律第三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。
（罰則に関する経過措置）
第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二五九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年四月二三日法律第三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から二まで 略
三 第二条、第四条、第六条及び第八八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第九十九条まで、第一百零一条、第一百零二条から第一百零七条まで、第一百零九条から第一百一十一条まで、第一百二十二条から第一百二十四条まで、第二百八条、第二百九条、第三十九条及び第三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日
（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三百三十一条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に徴収事由が生じた一般拠出金の徴収については、なお従前の例による。
（附則第三十二条の規定の適用に係る事業に関する石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額」とあるのは、「賃金総額（徴収法第十一条第二項の賃金総額をいう。）」とする。
（罰則に関する経過措置）
第四百四十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百三十三条 この罰則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号) 附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号) 附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第七十四條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年七月六日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日
- 二 及び三 略
- 四 第八条、第十八条及び第二十条から第二十条まで並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第二十四条の規定 平成二十一年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第二十七條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「新法」という。)第四条第四項、第五条第三項、第六条第一項及び第十六条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の認定、同法第五条第一項の決定及びこれらに係る同法第三条の救済給付についても適用する。

- 2 施行日前に死亡した新法第二十条第一項第二号の未申請死亡者に係る新法第二十二條第一項の特別遺族弔慰金等の支給の請求に関する同条第二項の規定の適用については、同項中「当該未申請死亡者の死亡の時」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十七号)の施行の日」とする。
- 3 新法第二十三条の規定は、石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第三項の被認定者が平成二十年三月二十七日から施行日の前日までの間に死亡した場合についても適用する。この場合において、新法第二十三条第三項において準用する新法第十九条第二項中「被認定者が死亡した時」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日」とする。

附則 (平成二〇年六月一八日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 以下「平成二十五年改正法」という。) 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四百一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号) 以下「厚生年金特例法」という。) 第二条第八項、平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金特例法第八十八条の規定による改正前の厚生年金特例法第八十八条第八項又は児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) 第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む。) 国民年金法第九十七条第一項(第百三十四条の二) 第一項において準用する場合を含む。) 及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第四百四十四條の十三第三項及び

が支給された場合には、当該救済給付調整金に係る指定疾病に関し支給すべき同法第四条第一項の医療費でまだ支給されていないもの及び同法第十六条第一項の療養手当でまだ支給されていないものの合計額が当該救済給付調整金の額を超えるときに限り、当該医療費及び当該療養手当を支給する。この場合においては、当該医療費の額又は当該療養手当の額から当該救済給付調整金の額を控除するものとする。

附則 (平成二一年五月一日法律第三六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 以下「平成二十五年改正法」という。) 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四百一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号) 以下「厚生年金特例法」という。) 第二条第八項、平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金特例法第八十八条の規定による改正前の厚生年金特例法第八十八条第八項又は児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) 第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む。) 国民年金法第九十七条第一項(第百三十四条の二) 第一項において準用する場合を含む。) 及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第四百四十四條の十三第三項及び

附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二條第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体の職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。) 附則第五十七條第四項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二、健康保険法第八十一条第一項及び附則第九條、船員保険法第三十三條第一項及び附則第十條、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)

第二十八條第一項及び附則第十二條、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第十九條第三項において準用する徴収法第二十八條第一項及び附則第十二條並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。) 第三十八條第一項において準用する徴収法第二十八條第一項及び附則第十二條の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三條第十二條に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四百一條第一項の規定による徴収金を含む。)

厚生年金特例法第二條第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第四百一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一條の規定による改正前の厚生年金特例法第四條第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第四百一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一條の規定による改正前の厚生年金特例法第八條第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十條第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべ

るべき掛金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべ

るべき掛金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべ

き掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第百四十四条及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十九条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

（調整規定）

第八条 この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十條の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二條に一項を加える改正規定、第二條の規定（労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一條の改正規定を除く。）並びに附則第四條の規定、附則第五條の規定（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十一條第二項ただし書の改正規定を除く。）、附則第六條及び第九條から第十二條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 平成十八年三月二十七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡したこの法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「新法」という。）第二條第二項の死亡労働者等に係る新法第五十九條第二項の特別遺族給付金の支給の請求に関する新法第六十四條第二項の規定の適用については、同項中「支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「死亡労働者等の死亡の時から五年を経過した日の属する月」とする。

（見直し）
第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年六月二六日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四條中国民法法等の一部を改正する法律附則第二十條及び第六十四條の改正規定、第五條中国民法法等の一部を改正する法律附則第十九條第二項の改正規定並びに次條並びに附則第三十九條、第四十三條、第四十六條及び第五十三條の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）
第五十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第五十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しない場合）は、当該他の不服申立てを提起する時（当該他の不服申立てを提起する時）を以て、この法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二條の規定によりなお従前の例に

よることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九條の規定 公布の日

附則（令和四年六月一七日法律第七二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 平成二十八年三月二十七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡したこの法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「新法」という。）第二條第二項に規定する死亡労働者等に係る新法第五十九條第一項の特別遺族給付金の支給の請求に関する新法第六十四條第二項の規定の適用については、同項中「支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「死亡労働者等の死亡の時から五年を経過した日の属する月」とする。

（見直し）
第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。